

地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））補助金交付要綱

制	定	平成28年8月17日
改	正	平成30年4月1日
改	正	令和3年4月1日
改	正	令和8年4月1日

（趣旨）

第1条 県は、地方振興局単位で過疎・中山間地域の振興を図る事業を実施する者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助の対象及び補助額）

第2条 補助対象及び補助額は、別表第1に掲げるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第3条 規則第4条第1項の申請書は、地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 規則第4条第2項に定める書類は、次のとおりとする。

ただし、規則第4条第3項により、知事は、必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることがある。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業に要する経費の内容が分かる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

（補助金の交付の条件）

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表第3に掲げるとおりとする。

（変更の承認申請）

第5条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第6条 規則第8条第1項の別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

(状況報告)

第7条 知事は、規則第11条の規定により、補助金に係る予算の執行の適正を期する

ため必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は

現地調査を行うことができる。

2 補助事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））実施状況報告書（様式第3号）を知事が定める日までに提出しなければならない。

3 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））完了報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））補助金実績報告書（様式第5号）により次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業の実施結果が分かる書類
- (2) 事業実施に係る領収書
- (3) 補助金の使途が分かる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の請求)

第9条 補助事業者は、規則第14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））補助金交付請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(権限の委任)

第11条 この要綱に基づく知事の権限は、所轄の地方振興局長に委任する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業名	補助の対象	補助額
“会津 d e 田舎暮らし” 応援事業（会津地域移住希望者応援補助金）	福島県外に住所を有し、会津地方振興局管内市町村への移住を希望する者に対して移住・定住に関わる現地見学に係る宿泊費の一部を補助する事業	宿泊費の1/2以内 ・1人あたり1泊2,500円を上限とし、1人2泊までを限度とする。 ・1世帯あたり2人までを限度とする。 ・宿泊費が1人あたり1泊5,000円未満の場合の補助金の額は、千円未満切り捨てにより算定する。
地域滞在支援事業（自転車合宿支援）補助金	相双地方振興局管内で自転車合宿を実施する団体に対して参加者の宿泊費の一部を補助する事業	宿泊費の1/2以内 ・1団体あたり10万円を上限とする。（千円未満切り捨て）

別表第2（第3条関係）

事業名	申請書の提出期限
“会津 d e 田舎暮らし” 応援事業（会津地域移住希望者応援補助金）	現地見学の日の14日前まで
地域滞在支援事業（自転車合宿支援）補助金	自転車合宿を実施する日の14日前まで

別表第3（第4条関係）

事業名	軽微な変更
“会津 d e 田舎暮らし” 応援事業（会津地域移住希望者応援補助金）	1 補助対象経費の20%以内の減額又は交付決定額の変更を伴わない増額をするもの。 2 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更であるもの
地域滞在支援事業（自転車合宿支援）補助金	同上

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

福島県 地方振興局長

申請者 住所又は所在地  
団 体 名  
代表者職・氏名  
電 話 番 号

地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））

（事業名）補助金交付申請書

地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））補助金交付要  
綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 円
- 2 申請内容
- 3 本件責任者及び担当者  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

福島県 地方振興局長

申請者 住所又は所在地  
団 体 名  
代表者職・氏名

地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））

（事業名）補助金申請変更（中止・廃止）承認申請書

このことについて、下記により申請内容を変更（中止・廃止）したいので、地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更（中止・廃止）の内容

4 補助金交付申請（決定）額

変更前 円

変更後 円

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

福島県 地方振興局長

申請者 住所又は所在地  
団 体 名  
代表者職・氏名

地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））  
（事業名）実施状況報告書

年度地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））  
（事業名）の遂行状況について、地域創生総合事業（県戦略事業（過疎・中山間地域  
振興事業分））補助金交付要綱第7条2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業の経過

3 実施状況

ほぼ計画どおりに進んでいる。  一部計画の変更がある。

（具体的に）

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

福島県 地方振興局長

申請者 住所又は所在地  
団 体 名  
代表者職・氏名

地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））  
（事業名）完了報告書

年度地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））  
（事業名）について、下記のとおり完了したので報告します。

記

事 業 名	
交付決定年月日	年 月 日付け福島県指令 第 号
交 付 決 定 額	円
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

福島県 地方振興局長

申請者 住所又は所在地  
団 体 名  
代表者職・氏名

地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））  
（事業名）補助金実績報告書

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあったこのこと  
について、地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））補助  
金交付要綱第8条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 実施内容

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

福島県 地方振興局長

申請者 住所又は所在地  
団 体 名  
代表者職・氏名

地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））

（事業名）補助金交付請求書

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった地域創生  
総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））（事業名）補助金について、  
下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。